

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 次の(1)~(3)の間に答えなさい。

- (1) 課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整について述べなさい。なお、解答に当たって、適宜算式等を用いることとして差し支えない。
- (2) 消費税法第 45 条の 2 第 1 項に規定する法人の確定申告書の提出期限の特例について簡潔に述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令及び消費税法施行規則に規定する部分について触れる必要はない。
- (3) 消費税法第 46 条の 2 に規定する電子情報処理組織による申告の特例について、この特例の対象となる事業者にも触れながら簡潔に述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令及び消費税法施行規則に規定する部分について触れる必要はない。

問 2 消費税に関する次の(1)~(4)の内容の正誤を答え、その正誤についての理由を消費税法令に沿って説明しなさい。

(注) 1 特に断りがない限り、いずれも課税事業者である内国法人が、国内において行った取引である。

2 法令の適用に関して満たすべき要件がある場合には、その要件を全て満たしているものとする。

- (1) プロスポーツチームを運営する法人 A は、非居住者である個人事業者 X を当該チームの監督として招き、当該チームの競技指導を受けてその対価を支払った。A は、同監督から受ける競技指導に係る役務の提供を消費税法上の特定役務の提供として処理している。
- (2) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に規定する社会福祉事業を営む社会福祉法人 B は、同法に規定されている授産施設を経営する事業において生産活動としての作業に基づいて作製された物品を販売した。B はこの収受した対価を、課税資産の譲渡等の対価として課税で処理している。
- (3) 不動産業を営む法人 C は、国外に所有している土地の売却のために、国内の弁護士 Y に対し、国内において行ったコンサルティングに係る手数料を支払った。C は仕入控除税額の計算に当たって、課税売上割合が 95%に満たないことから、個別対応方式(消費税法第 30 条第 2 項第 1 号に規定する計算方法)を適用しており、当該コンサルティングに係る手数料を課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等にのみ要するものに区分している。
- (4) デパートにテナントを出店している法人 D (消費税法第 37 条第 1 項に規定する届出書を提出し、簡易課税制度を選択している者)は、支払手数料としてデパートに対してその売上高の一定割合を支払っている。デパートと D との間では、商品売買契約(テナントの売上げをデパートの売上げと認識し、テナントで売り上げたものについてデパートはテナントからの仕入れを計上する、いわゆる消化仕入れの方式)を締結しており、D は、テナントの売上高から支払手数料として支払った金額を控除した金額をデパートに対する売上げとして計上している。D は、当該テナントにおける売上げを簡易課税の事業区分の判定において第二種事業と判定している。なお、D は、他の者から仕入れた商品をそのまま販売している。